



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

医療費の自己負担分が軽減される福祉医療費の申請を忘れずに

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。
▶公式ホームページ <http://www.city.akita.akita.jp/>
▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>
▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>

次の①②に該当するかたは、申請すると「福祉医療費受給者証」が交付され、診療の際に受給者証と健康保険証と一緒に医療機関に提示すると保険診療の自己負担分(1~3割)が助成されます。
①子どもの福祉医療制度の対象
0~1歳 全員に入院・通院医療費を助成します。所得確認あり
2~6歳 入院は全員に助成します。通院は所得制限あり
小・中学生 入院・通院ともに所得制限あり
*お子さんが1歳以上で、市(区町村)民税所得割が課税されている世帯は、自己負担分の半額をお支払いいただきます。なお、医療機関や薬局ごとに月額1千円が上限です。

所得制限あり。お子さんが就職などで、社会保険本人になると該当しません
②障がい児(者)の福祉医療制度の対象
重度障がい児(者) 身体障害者手帳1~3級が療育手帳Aをお持ちのかた。社会保険本人は所得制限あり
高齢身体障がい者 65歳以上で身体障害者手帳4~6級をお持ちのかた。社会保険本人は該当しません。所得制限あり
●申請と変更手続きの窓口
①子どもの福祉医療制度は 子ども総務課(市役所2階) ☎(888)5691
②障がい児(者)の福祉医療制度は 障がい福祉課(市役所1階) ☎(888)5663
: 西部・南部・北部・河辺・雄和の各市民SC、駅東SCでは、①②とも受け付けます。
*健康保険が変わったかたなどは、福祉医療の変更手続が必要です。申請または変更の手続きは、受給するかたの健康保険証と認め印を持って、右の窓口で行ってください。



■乳幼児、小・中学生の福祉医療制度の所得制限
次の「A総所得額」から「B各種控除額」を控除した額が、「C所得

制限基準額」を超える場合は助成制度に該当しません。
また、父母の所得は合算せず、それぞれの所得額で判断し、いずれかが超えると該当しません。
A総所得額
・サラリーマンで市・県民税を給料から控除されているかた 市・県民税特別徴収税額通知書の「総所得金額①」欄の額
・市・県民税を納税通知書で納付しているかた 市・県民税・県民税納税通知書の3枚目に綴られている税額計算明細書の「総所得①+②」欄の額
B各種控除額(控除の種類)控除額
雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除・配偶者特別控除 市・県民税の控除額と同額、社会保険料控除 8万円、障害者控除(1人につき) 普通27万円・特別40万円、勤労学生控除 27万円
C所得制限基準額(扶養人数)基準額
乳幼児: 0人 460万円、1人 498万円、2人 536万円、3人 574万円
小・中学生: 0人 267万2千円、1人 305万2千円、2人 343万2千円、3人 381万2千円
*扶養人数が1人増えるごとに、所得制限基準額に38万円が加算されます。
*前年の1月1日に秋田市にお住まいでないかたは、前に住んでいた自治体が発行する所得証明書が必要です(源泉徴収票は不可)。



国民年金には学生納付特例制度があります

国民年金には、在学期間の保険料の納付を猶予し、社会人になつてから納付できる「学生納付特例制度」があります。申請が承認されると、その期間は年金受給資格期間に算入されず。
対象 大学、短大、専修学校などの在学中で、前年の所得が118万円以下(本人に扶養家族がいる場合は1人につき38万円加算)のかた、または失業などの理由があるかた
申請時の持ち物 年金手帳、学生証または平成30年4月1日以降に取得した在学生証明書、印鑑、会社などを退職して学生になったかたは、雇用保険被保険者離職票など
申請期間 平成30年度の申請は4月2日(月)から。過年度の申請は、受理された月の2年1か月前から当該年度末まで申請できます。1枚の申請書で1年度分(4月から翌年3月)の申請です
申請窓口(平日のみ) 国保年金課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所
●問い合わせ 国保年金課国保年金資格担当 ☎(888)56333

地域づくり交付金

報告会・説明会を開催



町内会や地区振興会などが行う、個性ある地域づくりや課題解決に向けた活動を支援する「地域づくり交付金」の、平成29年度実績報告会と30年度募集説明会を開催します。

会場は各地域の市民サービスセンター(SC)です。直接会場へお越しください。

会場となる市民SCと開催日時

*詳しくは、各地域ごとの市民SCにお問い合わせを。

- ▶中央(市役所3階洋室4) ☎(888)5643と
東部 ☎(853)1063 = 4月5日(木)午後2時～
- ▶西部 ☎(888)8080と南部 ☎(838)1213
= 4月6日(金)午後2時～
- ▶北部 ☎(845)2261 = 4月6日(金)午前10時～
- ▶河辺 ☎(882)5421
= 4月5日(木)午後4時30分～
- ▶雄和 ☎(886)5550 = 4月4日(水)午後3時～

【交付金の対象事業】 地域団体による防災、防犯、交通安全、環境整備、美化、世代間交流などの活動で、新規またはこれまでの活動の拡充となる事業

【交付額】 1件につき5万円以上50万円以下

【申請期間】 4月2日(月)から27日(金)まで



はり・きゅう・マッサージュ受療券を交付します

次のかたに、はり・きゅう・マッサージュ受療券(使用開始日は4月1日)を交付します。

申し込みは3月22日(木)から各担当課の窓口のほか、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所で受け付けます。いずれも平日のみ。

◆秋田市国民健康保険に加入しているかた
対象は、国保加入に加え、年齢が55歳以上74歳以下で、申請前の

国民健康保険税を完納しているかたです。

交付▼1回につき800円を助成する券20枚綴りを2冊まで

持ち物▼国民健康保険被保険者証と、身元確認ができる運転免許証など

担当窓口▼国保年金課(市役所1階) ☎(888)5630

◆後期高齢者医療制度に

加入しているかた

交付▼1回につき800円を助成する券15枚綴りを1冊

持ち物▼後期高齢者医療被保険者証
担当窓口▼長寿福祉課(市役所2階) ☎(888)5666

4月9日(月)13日(金)
国保の日帰り
人間ドックの受診申請



秋田市国民健康保険の「日帰り人間ドック」の受診申請を受け付けます。

6月から始まる特定健康診査(メタボ健診)は無料ですが、人間ドックは、特定健康診査の検査項目に加えて詳細な検査を行うため、自己負担があります。両方は受診できませんのでご注意ください。

なお、人間ドックの検査項目や自己負担額などは、各実施医療機関で異なります。

対象▼秋田市国民健康保険加入者で、次のすべてを満たすかた。ただし、後期高齢者医療制度に加入しているかたは対象外です

① 来年3月31日時点で35歳以上のかた

② 今年4月までの加入月数が通算12か月以上のかた

③ 国保税を完納しているかた

申請期間▼4月9日(月)から13日(金)まで、午前8時30分～午後5時15分

(アルヴェは午前9時～午後5時)

持ち物▼国民健康保険被保険者証
定員(抽選)▼1千350人。抽選結果は、5月上旬までに申請者全員にお知らせします(申込順ではありません)

申請窓口▼特定健診課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、アルヴェ1階きらめき広場

※初日は大変混み合いますのでご了承ください。なお、電子申請でも受け付けます。保険証をご用意のうえ、特定健診課ホームページから申請してください

ドック実施医療機関▼市立秋田総合病院、秋田赤十字病院、中通健康クリニック、秋田厚生医療センター、秋田県総合保健センター、秋田赤十字病院附属あきた健康管理センター、白根病院、土崎病院

自己負担額▼1万1千円～1万7千円(ドック受診料の3割+受診料の消費税相当額)

●問い合わせ
特定健診課 ☎(888)5636

2・3月分の給食費は
3月28日(水)に口座振替

小・中学校の3月分の給食費は、2月分と一緒に3月28日(水)に口座振替になりますので、残高不足にご注意ください。

口座振替の手続きをしていないかたは、3月中旬に納付書をお送りしますので、金融機関の窓口で、3月28日までに納付してください。

●問い合わせ
学事課 ☎(888)5806